

●香川県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年8月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
平成23年6月1日	バイス訪問看護ステーションひかり 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3	有限会社バイス 綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地3